

## 平成 21 年 4 月 20 日 総務政策常任委員会

佐々木委員

公明党の佐々木でございます。

政策部、総務部の皆様、新体制で取り組んでおりまして、今後ともよろしく願いいたします。会計局長もよろしく願いいたします。

まず地方分権改革についてであります。私の地元、相模原市のハローワークは今、2時間半から3時間待ちというような状況でございます。その中で、そういう悲鳴を何人もの方から私の方に問い合わせがあったところでもありますけれども、国の出先機関の業務ですね、地方自治体に移管することによって、どのようなメリットがあるのか、まずそれを伺いたいと思います。

広域行政課長

国の出先機関の見直しのメリットについてでございますが、古くは昭和 23 年の参議院でも、地方自治の趣旨を徹底するためには国の出先機関を整備すべきだと、それが新憲法にのっとった措置だというような決議がなされてるとのことございまして、地方自治にとって有益だという見方は古くからあったようでございますが、今現在議論されている内容は、大きく分類しますと3点ほどになるかと私も考えてございます。

まず1点は、ガバナンスという言い方が最近よく出てますけれども、地域の民主主義による充実ということだと思います。国の出先機関は国会とか国民の目にはなかなか目が届きにくいという状況にございますので、住民との距離が近い地方自治体に移譲していただくことによって、地方議会だとか地域住民によるチェック、あるいは民意の反映といったことが行われるようになります。もちろん透明性を高める、地域住民の様々な目も届くというような点がございます。

また2点目としては、国と地方を通じた簡素で効率的な行政の実現という点がございませぬ。地方分権の観点から役割分担を明確化するということが、結果として類似関連する業務の一体化でありますとか、集約化ということができますので、いわゆる二重行政の弊害排除といったことが言われていることでございます。

また、3点目といたしましては、現地における総合性のようなものの確保ということがございます。出先機関は当然ですが省庁ごと分野ごとに単一目的で設置されてございますが、地方自治体は総合行政体でございますので、様々な課題の中で総合的な地域経営という観点で、国の出先機関の業務、事務、財源を移管していただければ、地域ごとに優先順位を定め、程度、ボリュームを定めて、効果的な運営ができるといったようなことが、3点目のメリットとして言われてるところではないかと考えてございます。

佐々木委員

そういう考え方で地方におろした方が現場でよく見られるということで県民にメリットがあるというふうに今、把握をさせていただいたわけありますけれども、それにもかかわらず、移管される業務については限定的になってるというふうに思うんですね。そういう意味で出先機関の抜本的な改革になってないんじゃないかと当局の方もそう思っているんじゃないかと思うし、工程表を見ても、今後検討するですとか、そういうような文言が多くて具体的じゃないというふうにがっかりして、停滞してるんだなと思うんですが、当局の方もそういう同じ思いだと思うんですが、抜本的な改革になっていないというところをどう分析しているのか、お伺いします。

広域行政課長

今回の改革が抜本的な改革になっていないんじゃないかということについてでございます。

委員お話しのとおり、今現在進められている国の出先機関の見直しでございますが、12月の第2次勧告でさえ、やはり国の行政改革の色合いが強く、地方分権の観点からの抜本的な改革とは到底言えないという意見がございますし、また、そういった趣旨で県議会からも意見書を提出していただいていると承知してございます。まして、その2次勧告を受けたこのたびの工程表におきましては、事務の一部移管は掲げられてはございますが、やはり我々からしますと、改革の全体像が明らかでない。やはり出先機関そのものの廃止だとか、組織の抜本的な見直しということには程遠いというような状況ではないかというふうに考えてございます。

本県では今回の改革の議論以前から国の出先機関の事務・権限を廃止、または縮小ということで例外のない対応が図られなければならないということで考えておりまして、昨年11月の本県の緊急提案の中におきましても、廃止すべき国の出先機関名、固有名詞で列挙したような形で提出してございます。今後、政府におかれましても地方分権改革を本気で進められようとするのであれば、単なる部分的な整理、合理化、事務事業の見直しというレベルにとどまらず、真に国の業務として存続が必要なもの以外は、原則地方に移譲するといったような抜本的な方向での改革が求められているんじゃないかなというふうに考えてございます。

佐々木委員

今までも全国知事会ですとかを通じて、いろんな国へのアプローチをしてきたと思うんですが、今後、県としてどのように対応していくのか、最後に基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

広域行政課長

分権の推進に向けましては、基本的にはやはりこれまでどおり、他の自治体等々、全国知事会、首都圏首脳会議をはじめ、関係するところと連携協力しながら矛先をそろえて向かっていくというようなことが基本になろうかと思えます。また、先月には本県と大阪、愛知、3府県で国に提言を行ったところですが、今後、改革の議論が各論に進んでまいりますと、地方によって立場の差、意見の差もございますので、意を同じくする自治体との連携ということも併せて有効な方法ではないかなと考えてございます。

また、何よりも改革を成し遂げる後押しになるのは、行政同士の議論もいいんですけれども、県民とか各界の皆様の御理解、後押しというかかぎを握ることになると思えますので、私どもといたしましても分権改革の意義や必要性について、県民や団体の皆さんに引き続き積極的に情報提供をさせていただくというようなことで、いわゆる世論の喚起というか、そういったことで進めてまいりたいというのが2点目でございます。

また、3点目でございますが、やはり政治の力にも期待をさせていただきたいと思っております。よく言われることですがけれども、分権改革は国と地方との権限争いではございませんで、やはり抜本的には国の在り方、国の形を今後どうしていくのかという政治改革であろうと思っております。そういう意味でもまた最終的には法改正が必要でございますので、いずれにしても政治の力ということで御理解をいただくこと、実際に移行していただくということが非常に大きな力だろうというふうに考えてございますので、例えば県内選出の方々に対しての要請だとか、地方の県議会の皆様から意見書を出していただいたりとか、いろんな形で議論を盛り上げていくということも有効であろうというふうに考えてるところでございます。

るる申しましたが、地方分権の改革につきましては、本県は全国に先駆けて古くから取り組んできていることをごさいますので、引き続き鋭意取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### 佐々木委員

本県がリーダーシップをとって、更に分権改革を進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

次に、地方税制等の研究会からの報告、炭素税のことにつきまして質問させていただきたいと思いますが、まず前提として、環境問題、温室ガス効果削減について、先ほど杉本委員と塩坂委員から御指摘もあつたとおり、やっぱり環境問題というのはエネルギー問題と食料問題だというふうに私は思うんですね。今、炭素税を取るとか、温室効果ガスをどうやって削減になるかと、最大のテーマになっておりますけれども、昔は環境問題というと、野生生物の保護ですとか、フロンガスの問題ですとか、様々ありましたが、時代によっていろんなことが変わってきているということだと思います。

ですから、もしかするとCO<sub>2</sub>の問題も将来は違う角度の問題がもっと大きく出てくるかもしれないというようなことを考えると、本当に深く闇に入っていっちゃうようなことも考えられるわけですが、一つは、やはり2004年に11月ですか、国が炭素税を導入して税金を取ろうとしたときに、先ほど御答弁もありましたけれども、いろんな既存のガソリン税との整合性が合わないとか、そういう問題もあつたとは思いますが、私は一つはやっぱり温室効果ガスの抑制効果が不明確だつたと、不十分だつたというか、そういうところがやっぱり炭素税導入ができなかった最大のものだというふうに思ってるんですね。

ですから、神奈川県レベルで本当にやるとしたら、世界的に私は考えなきゃならない問題になつてると思うんですね。安全保障の問題だというふうに最終的には思うんですけれども、やっぱり神奈川県が独自に、例えば神奈川県は石油をあとどのくらい使えるんだろうとか、将来炭酸ガスが増えていけばどのような効果があるとか、神奈川県独自のものを県民に示していかないと、先ほど杉本委員の話もあつたように、なかなか県民を納得させられないと思うんですね。国がこういうデータを出してるから神奈川県はそのデータに基づいて取り組むということでは、神奈川県独自のそういう調査を地道にやっていくような努力をしていかなければ、私は意味がないんじゃないかなというふうに根本的には思っております。

そういう意味で、でも、議論は非常に大事であるというふうには思いますので、幾つかお聞きしたいなというふうに思ってるんですけども、県民の意見を把握するために新たな制度をもし導入するとしたら、県民の意思を根底として、どういうふうにそれを理解をさせて、県民に合意形成を得ていくかというようなことが大事だと思うんですね。それがなければ導入するべきじゃないと思うんです。水源環境保全税ですか、先輩方がたくさん議論なさつて当局の皆様とつくつた税だというふうに認識してるわけですが、その税のとき、参加型税制というんですか、そういうことで納得してもらつて、こういうものに必要だから納めていただくという参加型の税制をつくつたと思うんですね。そういう意味で今回の炭素税導入における県民の合意形成をどういうふうに図つていこうと思つていらっしゃるのか、まずはじめにお伺いいたします。

#### 税制企画担当課長

委員御指摘のように水源環境保全税の検討に当たりましては、参加型税制という新たな税制の考え方をベースにいたしまして、シンポジウムでありますとか、県民集会など、様々な場を通じて県民の皆様の参加を求め、その意見を反映しながら合意の形成に努めてきたという経緯がございます。また、制度が導入された後も、県民会議、これは正式には

水源環境保全・再生かながわ県民会議という名称でございますが、こうした県民会議を設置いたしまして施策について様々な視点から点検、評価を行っているところであります。こうした県民参加の手法は単に施策の形成や見直しに県民の意見が反映できるという視点だけではなくて、正に今、委員おっしゃったような県民の皆様の意識を高めるという点でも、非常に大きな意義があるというふうに認識しております。したがって、今回、研究会から示された炭素税案につきましては、今後、慎重に検討はしてまいりますけれども、仮に導入方向で検討する場合には、水源環境保全税の例も参考にしながら、県民参加の下でしっかりと合意形成を図っていく必要があるというふうに考えております。

#### 佐々木委員

この研究会の報告を頂いて、電気、ガスに対する基礎控除制度を導入するとか、そういうふうな形だと思いますが、一般家庭においては、こういう軽減策を示されてるんですけども、中小企業に対してどういう配慮を特に示そうとされてるのか、厳しい環境の中で中小企業は非常に頑張ってると思いますが、先ほども課長も答弁なさっていらっしやいましたけれども、ヨーロッパ辺りでは、ドイツでは90年ごろから炭素税導入をして、それを年金に振り替えていく、企業のそういう保険料を抑制したりとかという形でやっているようではありますが、中小企業への配慮について、どういうふうに考えていらっしやいますか。

#### 税制企画担当課長

研究会の炭素税案におきましては、税の仕組みとしては、中小企業に対する配慮というのは特段指定されておられません。ただ、その活用方法といたしまして、企業への減税を行うための財源でありますとか、あるいは地球温暖化対策の財源などの選択肢が示されております。したがって、仮に導入する場合には、中小企業配慮の観点から、例えば炭素税の税収を中小企業への減税でありますとか、あるいは中小企業が温暖化対策を実施するための、それを支援するための財源として活用するということが検討する必要があるものと考えております。

#### 佐々木委員

この報告書では法人事業税とか自動車税、そういう既存の税を見直していくというふうに指摘されているわけではありますが、県民の意見を高めていくためには、新たに取るというだけじゃなくて、環境に対する県民の意識が高まっていかないといけないというふうに思うんですね。そういうためにも既存の税の軽減、そういうものも非常に必要だなというふうに思っているんですが、そういうものの既存の税制の見直しについてどのように考えているかについてお願いします。

#### 税制企画担当課長

既存税制の見直しといたしましては幾つか掲げられておりますけれども、まず法人事業税の見直し案といたしまして、今回の報告書におきましては、法人が事業活動を行うことに伴って、その事業活動に応じて二酸化炭素を排出しているということをまず指摘した上で、法人事業税は、そもそも事業活動そのものに対して負担を求めるという性格を持つ税でありますので、二酸化炭素の排出量に着目した課税の仕組みというものを、そうした性格を持つ事業税の中に組み込んでいくということも、一定の合理性が見い出せるというふうにされております。

そして、具体的にはすべての法人に対して超過課税を行った上で二酸化炭素の排出量が一定未満の法人で、かつ削減努力をしていることが客観的に明らかな法人に対しては、超

過課税を適用せずと、そういうような案も示されているところでございます。

一方、その他の税といたしましては、自動車税につきまして、既にグリーン化税制等の税制が国の制度改正によって導入はされておりますけれども、二酸化炭素の排出量に応じて税率を設定していくということでもありますとか、あるいは温暖化対策に沿うような設備を備えた事業所、あるいは住宅に対して課税する不動産取得税についても、そうした視点での税制措置が可能であるというような指摘がされております。

佐々木委員

そして、中小企業への配慮とそれから税収の使い道、そういうことも含めて、炭素税については税当局だけじゃなくて、何らかの制度ですとか、商工ローンなんかとも連携がもちろん必要だというんですが、今後、関係部局の調整について、どのように行っていくつもりなのか伺います。

税制企画担当課長

委員御指摘のように、炭素税につきましては厳しい経営環境にある中小企業に対してどのような配慮を講ずるべきか、あるいは炭素税の税収について、どのような財源、施策に活用すべきかといった点等々、様々な視点からの検証が必要になってまいります。先ほど若干触れましたが、水源環境保全税の検討の際には、やはり庁内組織として例えば平成17年に水源環境保全・再生に係るプロジェクトチームというのを立ち上げ、その後、平成19年には水源環境保全・再生施策推進本部というのを立ち上げまして、ここには政策部だけではなくて、環境農政部、保健福祉部、県土整備部、県政総合センター等々、全庁的な組織を立ち上げて施策の検討に当たっているという状況でございます。したがって、今後、炭素税等について検討する必要がある場合には、こうした例も参考にしながら関係する部局としっかりと連携調整を図っていきたいというふうに考えております。

佐々木委員

この炭素税の議論をしていく中で、そういう税制、あるいはもし炭素税が導入することができなかつたとしても、そういう議論を含めたことによっていろんな既存の税制の改革ができた、そういうことにメリットを用いていかなければいけないんじゃないかなと思いますね。抜本的に税を、環境問題について取り上げていく中で、そういうところにまで、改革が及んだというようなことにしていけば、環境税が導入されようとされなかりょうと、県の改革が進んでいくんじゃないかと思えますし、環境保全の政策手段だけでなく、新しい県民の合意形成の仕組みづくりができたというような結果になるような議論を深めてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

最後に、指定管理者の選定手続の見直しについて質問させていただいて終わりたいと思っております。

指定管理者の選定手続の基準について、国から参考となるような基準が示されているのか、もしくは本県が独自に選定したものなのか、まずはじめに伺います。

行政システム改革推進課長

選定基準につきましては、国が指定管理者の選定基準について標準例とひな形等を示したことはございません。あるのは、平成15年に基本的な考え方を示した通知というのが各都道府県あてに出されているわけございまして、その中には住民サービスの向上及び経費の節減を図ること、その際の基準として、三つ掲げてありました。一つは住民の平等利用の確保、二つ目が事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること、三つ目が事業計画書に沿った管理を安定して行う

物的能力、人的能力を有していること、この三つであります。本県では、これらも参考にして今回の選定基準の見直しを行ったところです。

佐々木委員

他の都道府県についてもこの選定基準の状況について分かる範囲で教えていただきたいと思います。

行政システム改革推進課長

他の都道府県の状況ですが、本県と似たような八つの都道府県について状況を把握してございますので、これについてお答えをいたします。

例えば東京都では、こういった選定基準、あるいは配点の統一といった全庁ルールはございません。また、北海道などでは、経費に関する配点だけ5割と定めるといような状況があります。似たようなところで愛知が三つの区分を設けてございまして、サービス、経費、団体の能力を例示してございますが、配点の統一という点では、経費だけ30点というように指定しています。本県のように選定基準及び配点を各施設統一的に運用するため示しているというのは、千葉県と大阪府のみでございます。

佐々木委員

この選定基準はしっかりと県でつくったんだと思うんですが、いろいろ経済情勢が変化したり、県民ニーズが変化する中で、今後定期的に見直す柔軟性も必要だと思うんですが、そういう予定はあるかどうか、お伺いします。

行政システム改革推進課長

委員お話しのとおり、選定手続を重ねていく中で柔軟に対応していきたいと考えております。具体的には指定管理者制度の目的自体、勘案しますと、先ほど申し上げた三つの選定基準区分については、当面は変更する必要性は低いかなとは思ってございますが、ただ、社会経済情勢の変化、あるいは公の施設の在り方等を検討していく中で、例えばそれぞれの選定基準に付けてる配点の考え方ですね、こういったこと等を見直すことは十分想定されるというふうに考えてございます。更に申し上げれば、ステップ的にも具体的に審査されるために、施設ごとにもう少し詳細な審査項目について定めておりますけれども、そういった指定管理者を募集する際に施設所管部局においても、その都度、見直しを行っていくことが必要と考えております。

佐々木委員

最後の質問でありますけれども、選定するときの様々な基準についてはつくってやっていくのは必要だと思いますね。私は、事後の指定管理者が、例えば契約期間が終わった後、どういう県民サービスが実際できたかどうか、選ぶときの基準だけじゃなくて、終わった後の状況を行政がチェックできるようなそういう仕組みもつukらないといけないんじゃないかなと、その次の選ぶ段階でもそういう実績も掌握しておく必要があるんじゃないかなと、このように思うんですが、その辺、最後にどうでしょうか。

行政システム改革推進課長

委員おっしゃるように、事前に選ぶときだけでなく、実際に指定期間が終わった、あるいは各年ごとの評価というのは非常に重要だと思っております。各年ごとの評価で申し上げますと、モニタリングの中で毎年1回、事業実績報告書を提出いただいております。その報告書を見て、改善が必要と認められる場合は改善勧告を行いますし、あるいは改善勧告に従わない場合は改善の指示、さらにはそれでも駄目なら指定の取消し、業務

停止命令、こういった形も用意してございます。また、更に申し上げれば、指定期間が終わった後でそういったものをよく評価できるような仕組みも今後検討していく必要があると考えております。

#### 佐々木委員

選ぶとき、それから途中の過程も含めて、県民のためにチェック項目はしっかりしていくことが県民を守ることになると思いますので、今後ともしっかりと取り組んでいただきたいことをお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。